

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 富岡君、8番 中西君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（井上勝彦君）日程第2 一般質問を行います。

順番15、2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）おはようございます。

3日目のトップバッターです。どうぞよろしくをお願いします。

通告に従い、一般質問を行います。今回は2項目です。

まず、1項目め、子ども・子育て新システムについて。子ども・子育て新システムを検討する政府の作業部会は、1月31日に基本制度案をまとめました。そして、3月2日全閣僚出席による少子化社会対策会議を国会内で開き、子ども・子育て新システム関連法案の骨子を決めました。政府は、関連3法案を今国会に提出する方針です。新制度案では、児

童福祉法第24条の市町村は保護者から申し込みがあったときは保育所において保育しなければならないとの文言を削除し、保護者が市町村と契約する現在の仕組みを、保護者が施設と直接契約する仕組みに変えます。市町村の役割は、長時間、短時間の2区分で保育料の認定を行うことと、利用料の一部補助だけになります。

具体的にどう変わるのか、紹介します。現在は、保護者は市に保育所の入所を申し込み、市は保護者の希望を踏まえて入所先を決め、市の責任で保育が提供されています。ところが、新システムでは、保護者は市に認定を申請します。市は、認定を行い、保育時間や所得階層や優先度を書いた認定証を保護者に渡します。保護者は、認定証を持ってこども園等へ申し込みます。こども園等が受け入れについて決定し、保護者とこども園等との直接契約による保育・教育サービスの利用となります。市は、入所の決定には責任を持ちません。また、現在は保護者の就労時間に関係なく、通常保育は、午前8時30分から午後4時30分までとなっています。保護者の就労時間によって、早朝保育や延長保育が行われています。ところが、新システムでは、保護者の就労時間などを基準にして必要保育時間を認定するので、子どもたちが保育を利用する時間がばらばらになり、集団での生活や遊びが困難になります。さらに、認定量を超えた保育を受ける場合は、全額自己負担となるおそれがあります。

そして、新システムでは、補助金支給の仕組みが保育所など施設に対する補助金から保護者に対する個人給付、利用者補助方式に変わります。現行制度では、保育所や幼稚園に

対して、保育所運営費や私学助成という施設補助金が支給されています。国と自治体が保育の内容や基準に責任を持つために、その裏付けとなる補助金を施設に対して支給するというのが現行制度です。新システムでは、保護者に対し、要保育度認定と施設利用に応じて支給される利用者補助金に変わります。保護者が受ける補助金を施設が代理受領します。保育料は、現在の保護者の所得に応じた応能負担制度が維持される見込みですが、保育料の実費徴収・上乘せ徴収も認められ、これまで保育所では徴収されてこなかった給食費や教材費、入学金、英会話や体操教室などさまざまな経費が実費徴収、追加徴収の対象となります。

以上、述べてきたように、新システムの導入は、公的保育制度の大改変であり、橋本市が築いてきた保育行政の実績が崩されてしまいます。そこで、質問は二点です。

まず、一点目、子ども・子育て新システムが実施されれば、橋本市の保育はどうなりますか。

二番目、子ども・子育て新システムは、国と自治体が責任を負う現行の保育制度を解体するものであり、実施させてはならないと考えますが、どうお考えですか。

二点目に移ります。橋本市の保育についてです。昨年九月議会で、橋本市の障がい児保育の取り組みがすぐれていることを再認識しました。今回は、食物アレルギーに対する対応について、質問を行います。一点目、各保育園の食物アレルギー児の割合はどうなっていますか。二点目、食物アレルギー児に対する対応はどうなっていますか。三点目、橋本市の保育実践はすぐれたところがたくさんあるのに、なぜ民営化しなければならないんですか。

以上です。

○議長（井上勝彦君） 2番 阪本君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。

子ども・子育て新システムについてお答えします。

幼保一体化を柱とする国の子育て施策である子ども・子育て新システムの制度最終案が7月末にまとめられ、この3月の国会へ提案されようとしています。幼稚園と保育園の垣根を取り払い、総合こども園として、待機児童の解消をはじめ、多様な保育ニーズに対応するため、平成25年度から段階的に実施していこうとするものです。幼保一体化については、本市では、既にこども園計画に基づき、高野口こども園をはじめ、この4月からはすみだこども園が開設されるなど、着々とその実現を見ているものですが、全国的にはまだ、文部科学省と厚生労働省の二重行政の弊害により、こども園が広く普及されていないのが現状です。このような実態を取り除くため、抜本的な子育て支援に対するシステムとして、所管官庁の一本化や、子育て支援全般に対する財源の一元化など、仕組みを明確にし、幅広く子育て支援施策を展開するとともに、就学前の子どもの保育や幼児教育をこども園で行うものです。新システムは、市町村が地域の実情に応じた子育て支援計画を立て、実施主体となりますが、こども園などの運営は、学校法人や社会福祉法人、NPOなど多様な事業者が参入できる仕組みとなっています。また、こども園をはじめ、小規模保育、早朝・夜間・休日保育、病児病後児保育など、さまざまな保育サービスを行う事業者に対し、保護者が選択し、直接契約する仕組みとなります。このように、子ども・子育て新システム

は、支援を必要とするすべての親子が、すべての地域で、あらゆる施設において、支援を受け入れられるよう、そして女性の就労率向上や、多様なニーズに対応する保育の量的拡大を図るため、子育て全般を包括的にとらえ、推進していく制度となっています。

この制度の中で、本市の保育がどうなっていくかのおただしですが、現在、大筋で新システムの要綱が取りまとめられているところで、利用料の扱いなど、まだまだ具体的な内容までは示されていません。今後、国や県から実施に向けての詳細な保育内容が明らかになると思われませんが、今の時点では、新システムによってすべての子どもに保育と幼児教育の機会が提供されていくであろうということ以外は、お答えできかねますので、ご理解ください。

次に、新システムは、国と自治体が負う保育の責任を解体するもののおただしですが、国は、幼保一体化を含め、現在の子育て制度を再編成し、制度・財源・給付について、包括的、一元的な制度に構築します。そして、子ども・子育て支援対策に関連するすべての財源を子ども・子育て包括交付金として、市町村に交付します。市町村はこの交付金を受け、それぞれの自治体に見合った子育て支援施策を計画的に実施していくものとしています。この新システム導入については、現在、我が国が抱えている少子化問題等、重大かつ緊急課題に対して打開を図ることとし、特に待機児童の解消が図れない現状の膠着した制度を改め、保育に柔軟性を持たせることで、より広くより多くの人々が利用しやすいよう設計されたシステムであると思われまます。制度についても、実際に運用していく中で、成果や問題点などを洗い出し、問題点についてはその都度、より良き方向へ改められるものがあります。したがって、現段階でこの新シス

テムの是非を論じることは非常に難しいものがあります。これについても、これ以上のお答えができかねますので、ご理解ください。

次に、保育園における食物アレルギーについて、お答えいたします。まず、各保育園における食物アレルギーの割合ですが、公立保育園とこども園を合わせ、12の施設で調査したところ、本年度全園児数、1,038人のうち、アレルギー児童は65名で、その割合は、6.3%となっています。各施設によってばらつきはありますが、アレルギー児童の多いところで10.4%、少ないところでは1.5%でした。

次に、食物アレルギー児に対する対応ですが、まず、入園申し込み時においてアレルギーの有無を確認いたします。その後、医師による意見書を提出していただき、保護者と保育園職員などで面談を行い、保育園給食における除去食や代替食を話し合い、共通認識を持ちます。そして、その子に見合った個人献立を管理栄養士が作成し、保育園で調理提供いたします。調理の際には、間違いを起こさないよう、調理員同士、調理員と保育士、保育士同士が声をかけ合い、何度も確認を行います。職員間の手渡しではトレーの色を変えたり、個人の名札を付けるなど工夫しています。しかし、園児の前へ出すときには、みんなが同じ色のトレーや食器になるよう、配慮を行っています。なお、アレルギー児の多い園や、アレルギーの強い子どものいる園では、アレルギー加配の調理員を置き、対応を図っています。

次に、本市の保育実践はすぐれているのに、なぜ民営化をしなければならないのかというおただしですが、本市では平成19年度に幼保一元化5カ年計画を発表し、平成21年度からその取り組みを進めているところであります。そして、こども園構想の基本政策の一つとして、官から民への流れを取り入れ、民間で

きることは民間へ運営を委託し、公立とは違った特色のある就学前教育と保育の提供を行うこととしました。しかし、民営と言いましても、本市の保育を基本理念に置き、本市と歩調を合わせ、一人ひとりの望ましい発達をめざした保育を実践するものです。この基本政策については、既に議会におきましても何度のご審議いただき、ご理解をいただいた上で進めているものです。公立園のすぐれた保育はそのままこども園へと生かされ、本市のめざす保育をともに進めてまいります。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）まず、子ども・子育て新システムについてから、再質問を行います。1番、2番もあわせてなんですけれども、今の段階では答えられないというのが簡単な答弁、まとめて言うとそういうことだと思うんです。私自身は、まだ法案が提出されていない、通っていない、今このときに、この法案が通らないようにしなければならないのではないかなと思って、質問をしているんですけれども。3月2日が一番最後で、今までも待機児童対策であるとか、幼保一体化とかということで、いろいろ国のほうも議論してきたけれども、その中で変わっていないのが、直接契約と利用者補助方式というこの二つは、ずっと変わってきてないんです。幼保一体化のほうは、結局、幼稚園はそのまま残すことができるということで、いろいろ、何とか、全部が全部幼保一体化になるわけではないんですけれども。それで、この直接契約と利用者補助方式になるということから、これが実施されたら、かなり保育が変わったものになってくるという認識のもとに質問をしています。しかし、まだ決まっていないから答えられないというのではなくて、本当にこの

ことが実施されたときに橋本市の子育てがどうなるのかということをやっぱり考えていけないといけないと思うんです。その点について、まだ、今の段階では答えられないということなんですけれども、橋本市の子育て支援策、保育所政策を、何とていうか、国が決めたらもうそのとおりにやっていくんだというふうにしか考えておられないのかどうか、お尋ねします。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君の再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどの答弁で申し上げましたように、今の段階で国から概要が何も示されておりませんし、1回も説明会があったわけでもございませんので、推測の域を出ない、ホームページ等で資料を見るしかないんですけれども、ただ基本的に新システムの実施主体は市町村であるということがはっきりうたわれております。したがって、制度の内容がどうであれ、制度を正しく運用していけるよう、あるいは利用者が困ることのないよう、関係機関との連携や調整を図っていくのが市町村の責務と考えております。

それと、新システムでは、保護者が直接施設へ申し込むことになるとうたわれております。現行の制度では、保護者が市町村、市のほうへ申し込んでいただいて、市が審査・決定を行う仕組みになっているんですけれども、これが施設に移っていくということなんですけれども、ただ、内容を読ませていただいたら、保育に欠ける、こども園では長時間児なんですけれども、これらは、市町村が客観的な基準に基づいて認定する仕組みを残すような書き込みもありますので、これらについては市町村がこれまでと同じようなやり方で関与していけるのかなと思っております。

それと、市町村が特別な支援を必要と判断される児童の場合、これについても市町村が利用調整を行って、受け入れ可能な施設をあっせんするというのもうたわれておりますので、根本のところでは市町村が相談窓口となり、利用あっせんを行い、施設へ入所していただくという、仕組み自身は変わらないというふうに理解しております。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）仕組みは変わらないというふうに認識されているということなんですけれども、さっき紹介しましたように、市が長時間、短時間と認定して、認定証を持つてということであれば、介護保険と同じなんです。介護保険のほうも、まず申請をして、認定をして、認定によって介護度が決まり、介護度ごとに利用できる最高限度額が決まって、それを超える場合は全額自己負担という、なおかつ、きのうの答弁の中でも利用者が施設に対して滞納していても、それ自体は施設の問題であって、市は全然つかめないという、こういう形に変えていこうというのが、今度の新システムであるというふうに、私自身は理解しているんです。そうだけれども、市としては、今までと変わらずできる、これから具体的なことが示されていくと思うので、その中ではまた変わっていくかもしれませんけれども、今の段階では変わらないであろうということなんです。それ以上は言えないのかもしれないけれども、少し、ちょっと認識が甘いのではないかなというふうには思います。

それと、今実際に橋本市は幼保一元化5カ年計画で認定こども園にしていったわけですが、保育園にしてもこども園にしても、段階的に、新しい総合こども園という名前になるかどうか、ちょっとまだはっきりわかりませんが、その新しいこども園に移行していくということになると思うんです。その中で、

今現在は市のほうで、4月の時点では、待機児がないよという事で、いろいろ苦労されていると思うんですけども、直接契約になった場合に、なおかつ、今までは児童福祉法第24条で市町村の義務だったのが、今度はまた違う法律の中で責務が変わると、その中で本当に待機児童対策にしても、ほかのことに對しても責任を持って、保育に欠ける子が、保育所に入れない子どもさんができないようにやっていけるということによろしいでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）新しいシステムにつきましては、一番大きな目的の一つに、すべての子どもへ良質な成育環境を保障し、子どもを大切に社会をめざすということで、これまで保育所でしたら、日中親が家庭において子どもを保育することができないという枠がはめられておりましたけれども、今度の新システムにつきましてはすべての児童を対象にするという、まず前提があると認識しております。そういった意味では、すべての子どもが保育所なりこども園を希望する場合には、市が責任を持ってあっせんしていかなければならない、そういうふうに認識しておりますし、今後、市としてもその方向でやっていくつもりでおりますので、その意味では全然保育が後退するという認識は持っておりません。

それと、待機児童の話が出ましたけれども、待機児童につきましても本市は0歳児、現状においては、4月1日年度当初については、年度当初じゃなくて年度を過ぎてからです。途中入園する場合には、定員がいっぱいで入れないという場合もあるんですけども、これらにつきましても、0歳児保育はどうなるかという具体的なことは国から示されておられませんけれども、定員の枠内で市町村

が実施主体で自由な考え方のもとに保育をできるのなら、待機児童の問題についても前向きに改善の方向に持っていけないのではないか、そういうような認識でおります。

○議長（井上勝彦君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）橋本市においては、待機児童はほとんどないし、年度途中で出てくるおそれはあるというのは、今まではそういうことだったと思うんです。今度の新システムで、保育に欠ける欠けないに限らず子ども全体を対象にしているのでもいいものになるという認識を示されたんですけれども、実際には、全国的には0から2歳が待機児が多いんですね。けれども、今度の新システムでは、総合こども園に0から2歳児の枠を必ずつくらなければならないというふうにはなっていない。だから、新システム自体でいえば、総合こども園で待機児童の解消が図られるかどうかというのは、本当に疑問なものになっています。それは全国的な話で。だから、国のうたい文句がいいものであれば、絶対うまくなる、いいものになるというふうには、具体的なものを一つひとつ見ていかないと、うたい文句どおりかどうかというのは、何というか、実証できないと思います。

それと、実際には、今、この新システムに対して、全国的にも反対、懸念、慎重の意見書というのがたくさん上げられています。昨年の9月議会だけでも、19の府県の府県議会でも撤回を掲げたり慎重な対応を求めるとかということで、意見書が上げられていて、新システムそのものにもものすごく危機感を持っているところがたくさんあります。それに対して、それに対してといたしますか、いろいろな保育所の団体であるとか、保護者の団体もこの新システムが導入されたら、今までの保育が崩されるのではないかなというふうに心配しているところなんですけれども、再度、も

う一度だけ確認しますが、導入されたとしても、橋本市においては、今までと変わらない保育を実施していくことは、その責任でできるというふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどから、総合こども園というような話が出ておりますけれども、今回の新システムにつきましては、こども園・保育園だけではなくて、現在、こども課あるいは、健康課がやっております子育て施策全般について制度設計を見直して、新たなスタートを切るという制度です。健康福祉部については、国の省庁としては厚生労働省あるいは、幼児教育の部分には文部科学省なんですけれども、これも国のほうでは子ども家庭省、仮称ですけれども、省庁を新たに一つつくって、そこが一元的な施策を推進するというふうになっております。財源についても一本化して、市町村に交付金という形で、多分、市町村においては特別会計を設けて運営するということになると思います。それに伴いまして、今までやっております子育て施策につきましても、系統立った運営のもとに実施していく、その一つがこども園です。

したがいまして、基礎自治体は、本市、実施主体になりますけれども、子育て施策のメニューについて再度、制度設計を多分やり直す必要があるのではないかと、橋本市はこの事業を組み合わせるという方向でいきますという具体的なメニューをつくり直さなければならないと思っております。ただ、こども園につきましては、かねてから橋本市については、全国でも先のほうを走っている、取り組みを先から進めておりますので、国の示す方向についてはちょっと橋本市は先行して、間違いの方向ではないのかなと思っておりますので、この部分については引き続き積極的に進めていきたいと思っております。ただ、先ほど保

育で今後も市の責任において保障してくれるのかということですが、これは保育園につきましては直接契約、保護者がどの園を選んでどんな保育をしてもらうか、保護者が選択する形にはなりますけれども、市のほうとしては、待機児童もないということなんですけれども、できるだけ希望のかなうように、保育に入れないというような状態が起こらないようにやっていくのがとりあえずの責務ではないかと思っておりますので、その方向では今までどおりやっていきます。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今までどおりということですので、その言葉を忘れずによろしくお願いたします。

2番に移ります。アレルギー対策なんですけれども、先日も、給食祭りが開かれまして、1回目も2回目も私、試食に行かせてもらっているんですけれども、保育園の給食について、アレルギーだけではなくて、当然のことかもしれませんけれども、だしも全部天然だしを使われ、またカレールーなんかも手づくり、そういう中で本当に工夫された給食が今実施されています。アレルギーに対しても、先ほどは、管理栄養士はその子どもに合った献立をつくって対応しているということなんですけれども、それだけじゃなくて、今は、食べてはいけないものを除去する除去食、また、同じようなものでそれにかわるものを使う代替食、さらに今は、例えばゆで卵とか、同じものは使えないけれども、見た目は同じゆで卵に見えるようなコピー食という形でいろいろ対応されているというふうに聞いています。そういうふうないろいろな工夫もし、子どもたちが、やっぱり給食って楽しいものだと思うんですけれども、そのときに同じものが食べられる喜びといいますか、そういう形で実際に橋本市の保育園では対応されてい

るというふうに聞いているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）アレルギーのある子どもに対しては、アレルギー食、アレルギーに対応した出ない調理を行っておりますけれども、そればかり主眼に置きますと栄養に偏りがあるとか、栄養不足ということも心配されますので、ほとんど代替食品を使用しております。ただ、みんなと同じものを食べたいという子どもの気持ちも配慮する必要がありますので、できるだけ見た目にも同じようなものになる、コピー食と今、議員おただしですけれども、コピー食にも取り組んでおります。そういうことで、いろいろアレルギー、ほかのアレルギーもあるんですけれども、工夫を凝らして提供して、父兄のほうにも好評いただいております。ちょっと自慢になるんですけれども、今、こども課に管理栄養士1名配置しておりますけれども、なかなか工夫した献立を提供していただいているようで、私、メニューの中まで詳しくわからないんですけれども、非常に好評を得た反響が父兄、あるいは保育現場のほうの職員からも返ってきて喜んでいるような状況です。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）公立保育園の中の調理師の間では、いろいろな意見交換もされて、どこの園でも、献立も同じですし、どこの園でも同じような対応ができるように研修もされていると思うんですけれども、今でいえば、高野口こども園もその中に入っているのかどうか、また、ほかにも橋本市には、私立の認可園がありますけれども、そういうところではどういう対応をされているのか、お尋ねします。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）高野口こども

園につきましては、本市の統一献立で給食を提供させていただいております。アレルギー児についても公立保育園と同様に管理栄養士が個人の献立を立てまして、それに基づいて調理・提供している状況です。私立の園につきましては、調理については民間の給食会社が入っている施設もありますけれども、ちょっと献立についてはそこまで認識しておりませんので、今ちょっと答えられません。済みません。

○議長（井上勝彦君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今度、4月1日から、すみだこども園が開園されるんですけれども、すみだこども園は食育が評価されて、選ばれたというふうに認識しております。また、献立も独自のものを使われるというふうに聞いているんですけれども、今、こども園計画2園目、で、次あと三つ、第一次案で残っているんですが、そういうふういろいろなケースが出てきた場合に、橋本市の公立保育園が培ってきたいろいろな給食に対する考え方、またアレルギーに対する対応の仕方というのが、まだ実際に行われているのが1園で、この4月からが2園目ということなので、まだ答えられないかもしれないですけれども、いろいろな法人が指定管理を受けられるようになった場合に、今までの実績を受け継いでいくことができるとお考えなのか、また、そうさせていくということなのか、お答えお願いいたします。

○議長（井上勝彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）橋本市の保育、統一メニューを選択していただければ、それにこしたことはないんですけれども、ただ、仕様書の中でも食育については重きを置いて、配点にも入れておりますので、その結果、すみだこども園については、給食も自分とこで調理してるというのが一つの大きな評価点に

なったと思うんですけれども、そういう視点で市のほうから押し付けは多分その時点ではできないと思うんですけれども、重要な事業者選定の判断材料には今後もしていきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今、ちょっとだけひっかかったんですけれども、押し付けはできないというのは何の部分の押し付けられないとおっしゃったのでしょうか。

○議長（井上勝彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）基本的には、市の公立保育園のメニューで行いなさいとそこまでは多分規制していないと思うんです。仕様書には書き込んでないと思うんですけれども。

○議長（井上勝彦君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）統一メニューを使わないにしても、アレルギー食に対する市の考え方とか、そういうことは、押し付けではなく伝えるというか、こういう方向でということはどうですか。

○議長（井上勝彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）それは、当然やっていきます。市の内容についても詳しく説明させていただいているところでございます。

○議長（井上勝彦君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）伝えていくにしても、これからどんどん公立園があと3園、こども園になっていく中でなくなっていきますし、三石保育園はもう既に民間委託決まっておりますので、本当に公立園で残るのは、3園だけです。今の計画では、それもまた、さっきの新システムの中ではどうなっていくのかという問題があるんですけれども、公立園が減っていく中で、今まで食育に対してもいろいろ取り組んでこられたことが本当に、代替



食にしてもコピー食にしても本当にすぐれたことをされてきていると思うんです。そういう中で、今までのいいものが本当にこども園計画を実施していく中で、継承していく保証があるのかということがすごく心配で、むしろ、いろいろな法人が来て、切磋琢磨とよく言われるんですけども、その中で橋本市の良さというものがばらけてしまうというか、そういうふうな心配をするんです。それで、民営化には反対なんですけれども、今の計画を実行することで、橋本市の保育の良さは変わらない、変わらないというか、よりすぐれたものになるというふうに、本当にお考えですか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）お答えする前に、先ほどちょっと答弁もれがありましたので、それを先に答弁させていただきます。

私立の保育園の給食なんですけれども、これは独自の給食で、統一献立ではありません。4月に開園しますすみだこども園については、公立園でございますので、調理に対して指導を行っていきます。それと園内で自己調理することになっております。それと、公立園、あと3園残るわけなんですけれども、これらについて公立園の良さ、残していくかどうかというおただしですけども、基本的に先ほどの新システムの内容を見させてもらえば、こども園化していかなければならない、そういうことになるのかなと思っております。あと、どういった形でやっていくのか、まだ全然そこまで考え至っておりませんが、基本的にはこれまで公設民営方式で公立園として運営については民間法人にお願いするという形で、公立園の良さを残した保育をやっていこうということでこれまで取り組んでおりますので、そういった方針については今後変わらず継承していきたいなと思っております。

ます。

それと、また、給食のところへ逆戻りするんですけども、基本的には入園申し込みで保護者からの意見、アレルギーの内容を聞いて、医師の意見書を出してもらって、それと除去食について保護者に説明して、共通認識を持ってもらい、それで管理栄養士が個人献立を立てて、それを保護者にさらに提示して、調理していくという形をとっておりますので、これにつきましては民間であっても指定管理者を選ぶ際にはこういう方式でやってくださいということは伝えていきたい、そう思っております。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）済みません。もう一つ確認したいんですけども、指定管理の場合は、市の管理栄養士がそのアレルギーを持った子どもに合った献立をつくるということも変わらないという理解でよろしいですか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）高野口こども園につきましては、先ほど言いましたように市の統一献立でやっているということで、市の管理栄養士が初めから関与しているんです。すみだこども園については、自己調理ということで、市の統一献立をつくるのかどうか聞いておりませんが、ただ、公立園という立場に立って、調理に対して管理栄養士が指導していくことにしております。そういったことから、市の、現在取り組んでいる献立とか、調理の仕方については同じようにやっていただけるのかな、調理のそのメニューについては、園独自の工夫が当然なされると思いますけれども、考え方とかやり方については、市の公立保育園の現在やっている状況を参考にさせていただくものと思っております。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）管理栄養士が指導する

ということで、公立園の中でしたら、調理師も異動があると思うんです。その中で、いろいろな経験交流なり、技術の向上なりということが図られる、図ってこられてると思うんです、その中で。高野口こども園については、統一献立ということで、高野口こども園の調理師と公立の調理師の間の交流ということは行われているのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）高野口こども園では、月1回給食会議というのをもちます。園長、保育士、調理員、こども課の管理栄養士がメンバーになります。その都度、問題点を検討しまして、また、随時こども課の管理栄養士による給食の試食や園児の喫食状況の観察を行いまして、必要があればその都度指導を行っている、そういう形をとっております。

○議長（井上勝彦君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）幼保一元化5カ年計画はこのまま進めていくので、それはもう決定なんだということなんですけど、公立保育園のいいところというのは、保護者のニーズといますか、この給食の場合だったらアレルギーを持った子どもが多くなってきたら、それに合わせていろいろ工夫して行って、コピー食までするという。また、今までの歴史で言いましたら、長時間勤務、通勤時間の長い保護者が増えてきたら、それに合わせて長時間保育を実施してきていることとか、前回9月議会では、発達につまずきのある子どもが増えてきたら、それに対応して、発達相談員なり、またたんぼぼ園をつくったりとか、いろいろな形でどの子もきっちりと保育が受けられるように、保護者のニーズにこたえて保育を充実させ、それを全園に広げていくという、こういうところが公立保育園のすぐれた、いいところだと思うんです。保育実践にして

も、いろいろ交流、人事異動も含めて交流することによって全体を高めていくことができるというところがいいところだと思うんです。それが、今の計画でしたら、この先はまた同じ法人が指定管理を受けることになるかもしれないけれど、今のところであれば、3園が3園ともまた違う法人で、法人はやはりその保育の特徴、考え方があると思うんです。それがあってこそ指定管理を受けられているので、公立保育園と同じにはならないと思うんですけれども。そういう、先ほど言った公立保育園の良さというものを本当に大事にしていきたいと思うし、できたら、できたらといますか、今の計画も公設民営にこだわらず、公設公営ということも視野に入れていただきたいということを申し上げて、要望にして終わります。

○議長（井上勝彦君）これをもって2番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時23分 休憩）